応募用紙

別紙４

（件名）高速道路の自動運転時代に向けた路車協調実証実験公募

　　標記の実証実験に関する公募について、応募用紙を提出します。

応募するユースケースは以下☑を入れたユースケースとなります。

以下、ＮＥＸＣＯ中日本が想定するユースケースに応募する場合

　□ユースケース１：路上障害情報の後続車への提供

□ユースケース２：路面状況や走行環境に応じた最適な速度情報等の提供

□ユースケース３：車載センサ等を活用した維持管理情報や運行支援情報等の収集・提供

□ユースケース４：コネクテッド車の緊急停止時における遠隔監視、操作

□ユースケース５：交通状況に応じた情報提供による高速道路ネットワークの最適化

□ユースケース６：交通状況に応じた車群制御情報の提供による交通容量の最大活用

□ユースケース７：目的地別の追随走行支援

以下、新規のユースケースを応募する場合

□新規ユースケース

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　中日本高速道路株式会社

　　経営企画本部　経営企画部長　前川　利聡　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出者）　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　役職名　　氏　　名　　　　印

作成者）　担当部署

氏　名

ＦＡＸ

Ｅ-ｍａｉｌ

【ユースケース〇：○○】※○○にはユースケース番号とユースケース名を記載する。

|  |
| --- |
| 実証実験で適用する技術 |
| 別紙１の各ユースケースの機能ブロック図を参考に、記載例に示す通り、実証実験において機能ブロック図内の各要素技術が①自社で実装する技術、②既存技術、③今後開発が見込まれる技術、④仮想技術のいずれで実施するかがわかるように記載して下さい。なお、機能ブロック図の内、アルファベットの番号がついていない機能（例．ユースケース１のCCTV設備、非常電話）は共同実験者が実物を整備する必要はなく、アルファベットが記載された機能への入力・出力情報の部分を上記①～④で確認できればよいものとします。記載例）：①自社で実装する技術：②既存技術：③今後開発が見込まれる技術：④仮想技術＜凡例＞ |
| 担当する企業・団体、現時点で想定している機器、技術 |
| 以下の記載例に倣い、ユースケースを構成する各機能（機能ブロック図を参照）について、実証実験において各要素技術を担当する企業・団体、現時点で想定している機器、技術の概要を記載して下さい。なお、想定している機器、技術は、別紙（A4サイズ2枚まで、10ポイント以上）での説明することも可とします。＜記載例＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機能ブロック図の番号 | 実証実験で適用する技術 | 担当する企業・団体 | 想定している機器、技術の詳細 |
| A-1）車両（ｺﾈｸﾃｯﾄﾞ車等） | ①自社で実装する技術 | ○○自動車 | 開発中の●●による実装詳細は別紙参照 |
| A-2）車両（ｺﾈｸﾃｯﾄﾞ車等） | ①自社で実装する技術 | ○○自動車 | 開発中の●●による実装詳細は別紙参照 |
| A-3）車両（ｺﾈｸﾃｯﾄﾞ車等） | ②既存技術 | ○○自動車 | ○○自動車の●● |
| A-4）車両（ｺﾈｸﾃｯﾄﾞ車等） | ②既存技術 | ○○自動車 | ○○自動車の●● |
| B-1）路側機器（ｴｯｼﾞｺﾝﾋﾟｭｰﾀ） | ①自社で実装する技術 | ▲▲▲ | 開発中の△△△による実装 |
| B-2）路側機器 | ①自社で実装する技術 | ▲▲▲ | 開発中の△△△による実装詳細は別紙参照 |
| B-3）路側機器 | ①自社で実装する技術 | ▲▲▲ | 開発中の△△△による実装詳細は別紙参照 |
| C）管制機器 | ④仮想技術 | □□□ | 実験では、路側機器からの情報受信機能、模擬的な障害情報の配信機能を実装した端末を用意する |

 |

【新規ユースケース：○○】※新規ユースケースの場合○○にはユースケース名を記載する。

|  |
| --- |
| 新規提案するサービスイメージ図 |
|  |
| 新規提案する機能ブロック図別紙4のP.2の様式を参考に、サービスを実現するための機能を記載し、各機能が①自社で実装する技術、②既存技術、③今後開発が見込まれる技術、④仮想技術のいずれになるかわかるよう記載ください。また別紙のP.3の記載例を参考に、各要素技術を担当する企業・団体、現時点で想定している機器、技術の詳細を記載して下さい。ただし、想定している機器、技術の詳細は別紙（A4サイズ2枚まで、10ポイント以上）での提出も可能とします。 |
|  |